

南伊豆町工事費内訳書取扱い要領

第1 対象工事

全ての入札案件工事

第2 対象工事である旨の通知

制限付き一般競争入札にあつては公告により提出を指示し、通常型指名競争入札にあつては指名通知書により提出を指示する。

第3 内容及び書式

(1) 内容は入札価格の内訳を表示したもので、記載事項は次のとおりとする。

ア 提出年月日

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

(※「代表者」には継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。)

ウ 入札番号、工事名及び工事箇所

エ 工事費内訳

(2) 様式は別添様式第1号とし、入札参加者の独自様式は不可とする。

なお、様式については下記方法により提供する。

・ P P I、入札公告、指名通知書に添付

第4 提出時期

入札書と同時に提出する。

第5 工事費内訳書の確認事項

- ・入札書の入札金額と工事費内訳書の工事価格計の照合
- ・工事費内訳書記載事項の未記入

第6 確認後の工事費内訳書の取扱い

確認後の工事費内訳書の取扱いは以下のとおり行う。

(1) 工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当する場合について、南伊豆町建設工事競争契約入札心得の規定により、無効の入札として取り扱うものとする。

また、工事費内訳書は、入札書の添付書類であり、提出した工事費内訳書の書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

ただし、別表2項クに該当する場合で、入札参加者の責に帰することが明白な場合以外は、町はあらためて工事費内訳書の提出を求めることができる。

なお、軽微な誤字、脱字等がある場合は、南伊豆町建設工事競争契約入札心得の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

(2) 工事費内訳書の確認により、談合の疑義があると認められる場合は、「談合情報対応

マニュアル」により対応する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表

		内 容	例 示
1 記載すべき事項に誤りがある場合	ア	住所、商号又は名称等に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の住所、商号又は名称等が入札書と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く
	イ	押印がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書に押印がない場合
	ウ	工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の工事名が入札書と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く
	エ	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額が一致しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の中に計算間違いがある場合 ・工事原価と一般管理費等の計が工事価格と一致しない場合 ※合計の不一致が軽微な端数処理程度の場合は除く
2 未提出であると認められる場合	ア	内訳書の重要な項目(商号又は名称、工事名、内訳項目及び金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称、工事名、内訳項目、金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判別できない場合
	イ	内訳書とは無関係な書類である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
	ウ	他の工事の内訳書である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された内訳書が別工事の場合
	エ	白紙である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が白紙である場合
	オ	入札参加者の独自様式である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・独自様式の内訳書である場合
	カ	内訳書の全部又は一部が提出されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書が全く提出されていない場合 ・内訳書の一部が欠落している場合 ・内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
	キ	内訳書が特定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
ク	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合(上記の場合で入札者の責に帰さない場合で改めて内訳書の提出を求めたが、提出のない場合を含む) 	